

経済と経営 18-4 (1988. 3)

〈調査資料〉

稻作北限地帯における土地改良費用負担問題 —— 北海道天塩川土地改良区の実態調査 ——

岩 崎 徹

はじめに

生産者米価の引き下げ、転作割当ての増加、転作奨励金の減額等、米生産をめぐる環境はとみに厳しい。そんな中で、今日の事態を想起しえなかつた頃投資した土地改良事業の償還が重圧としてのしかかり、土地改良費用負担の問題が社会問題としてクローズ・アップされてきた。とりわけ北海道は、水田面積の半分が減反割当てであり、さらに品質格差をともなう生産者米価の引き下げをもろに受けるため、その打撃のほどははかり知れない。土地改良費用負担問題も、北海道は一戸当たりの負担額が府県とは比較にならないほど大きく、米生産環境の厳しさと相俟って、深刻な問題を投げかけている。農林水産省『昭和 62 年度土地改良事業費用負担実態調査』に掲載されている「経営階層別農家費用負担（アンケート）実態調査」によれば、「負担額は、事業によって受ける利益と比較してどう思いますか」という設問に対し「高い」という答えが府県の経常賦課金 36%，特別賦課金 46%に対し、北海道はそれぞれ 60%，77%となっており、（「妥当」とするものは府県の経常賦課金 63%，特別賦課金 52%に対し、北海道はそれぞれ 40%，23%）北海道の土地改良負担の重圧感が、府県にもまして大きくなっていることを示している。

本稿は、そんな北海道の中でも 6 割が減反という地域で、しかも比較的後発の土地改良投資（したがって、償還のピークをこれから迎える）が行われた天塩川土地改良区の実態調査の報告である。本調査は昭和 63 年 2 月、全国土地改良事業団体連合会の委託によりとりおこなわれたものであり、本稿はその調査報告書を土台にしながら、書き改めたものである。

1. 地区の農業概況と農家経済

天塩川土地改良区は、天塩川上流、上川盆地の北部に位置する。地区面積は3,721ha、組合員は800名、風連町を中心に士別市、名寄市の二市一町にまたがっている（図1）。これら市町の農業は、天塩川流域の平坦地帯は稲作を主体とし、丘陵地帯は畠作、酪農によって発達してきた。

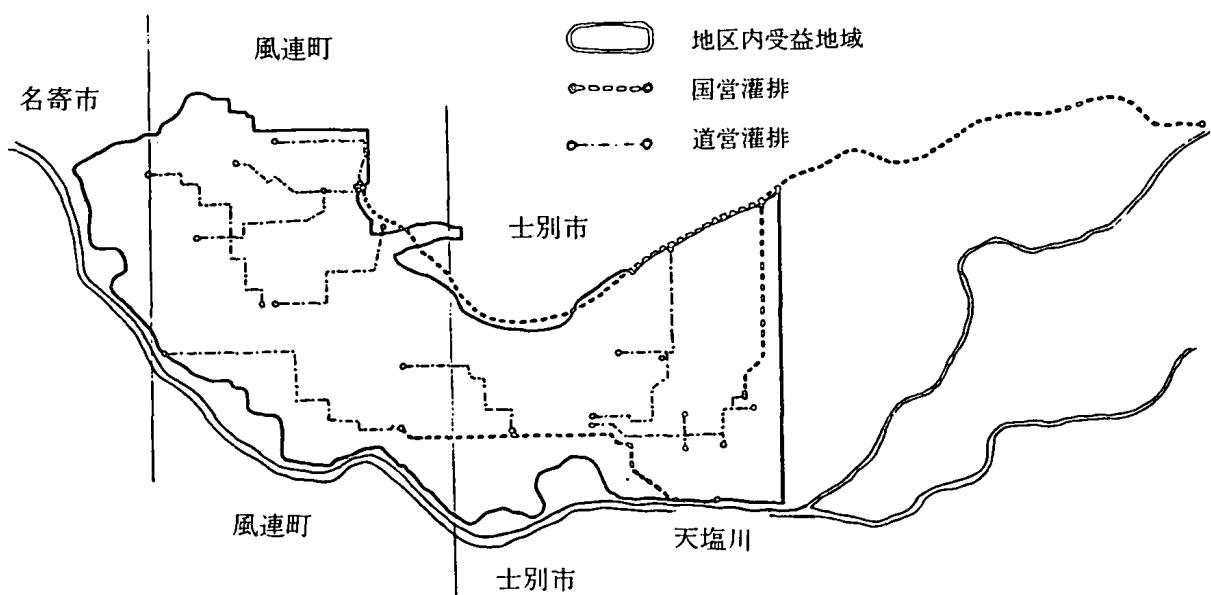


図1 天塩川土地改良区概要図

大正初期から水田が経営され、上川北部の穀倉地帯であるが、稲作の北限に近く、15年余の減反政策は農業構造を大きく変えた。

本地区は二市一町に及ぶので、地区農業の概要は実態調査を行なった士別市を中心に簡単にみておく。

表1を見てみよう。士別市の農家戸数は、減反が開始された昭和45年より15年間で68%となり、約3分の1が離農している。農家戸数より農家世帯人口の減少率が大きく、農業従事人口の減少率がさらに大きいのは、日本農業の一般的動向である。とはいえ、その減少率の激しさは、北海道稲作の合理化・分解の過程のすさまじさを物語る。専兼別には、第二種兼業農家（以下II兼）の農業離脱と第一種兼業農家（以下I兼）の増加という北海道特有の構造を示す。昭和55年から60年にかけて専業農家が増加したのは、労働市場の逼迫と、高齢者専業農家の増加があったためと考えられる。離農・分解の激しさは、同時に規模拡大の過程でもあり、一戸

表1 士別市の農業概況

年度	農家戸数 (戸)	同差指 数	専業 (戸)	第1種 兼業(戸)	第2種 兼業(戸)	農業世帯 人口(人)	同差指 数
昭45年	2,565	100	1,301	857	407	12,641	100
昭50年	2,109	79	856	943	310	9,428	75
昭55年	1,912	74	622	990	300	8,122	64
昭60年	1,744	68	634	854	256	7,255	57

年度	農業従事 人口(人)	同左指 数	耕地面積 (ha)	水田比率 (%)	一戸当たりの 耕地面積(ha)
昭45年	7,175	100	12,179	73	4.7
昭50年	5,689	79	12,007	73	5.7
昭55年	4,984	69	12,221	73	6.4
昭60年	3,112	43	12,625	71	7.2

資料：農業センサス

注) 指数は45年を100とした。

当たりの耕地面積は45年4.7haから60年には7.2haとなり、規模別には10ha以上層の増加となって現われる(表2)。しかしそれはまた、農家経済からみると、借入金の拡大過程でもあり、ここで問題にする土地改良費用の負担問題とともに、農家経済悪化の大きな要因となっている。

次に減反の動向をみる。北海道における減反は、減反初期に目標の2~3倍の過剰対応したことが裏目に出で、この過剰ともいえる減反率がその後の「実績」となり、全国平均を大幅に上まわる減反が強いられてきた。すなわち、「水田利用再編」初年度の53年は都府県11.3%に対し、北海道は34.9%、「水田農業確立」初年度の62年は都府県24.9%に対し北海道は47.9%となっている。北海道の中でも地域によって転作率は異なり、62年の転作率は空知支庁の39.6%から十勝支庁の89.0%(当地区の属する上川支庁は54.4%)にいたるまでさまざまであり、減反政策が北海道の地域分化をさらにおし進めた。士別市と風連町とでは転作率が15ポイントも異なるが、立地条件の違い(風連町は比較的平坦な沖積地が多く、生産力も高い)と過去の「実績」が異なるからである。両地区とも、麦、飼料作物、大豆等の比較的粗放な転作作物がほとんどを占める。また、当地域は北空知や上川の一部でなされているような転作の集団化、組織化や互助制度はあまり見られず、転作の配分——消化も基本的には個別対応である。したがって減反政策の強化は、土地改良事業や機械化による省力化と相俟って、兼業深化に結果した。

表出していないが、今回の調査農家5戸が含まれる士別市多寄町(多寄農協管内)

表2 経営規模別農家数（土別市）

経営規模＼年		昭55年	昭56年	昭57年	昭58年	昭59年	昭60年
総 数	1,912	1,898	1,857	1,832	1,791	1,744	
1.0 ha 未満	125	120	116	115	113	110	
1~5ha	752	733	708	682	646	605	
5~10ha	790	791	772	765	747	717	
10~20ha	198	204	209	211	216	239	
20 ha 以上	47	50	52	59	69	73	

資料：農業基本調査、農業センサス

表3 減反実績について

市町	年度	水田面積 (ha)	転作物 面積(%)	転作物目標 率(%)	達成率 (%)	他用米 (ha)		主要転作物 作物(%)	小豆
						大豆	銅料作物		
士別市	53	8,686	4,498(51.8)	100		297(6.6)	1,855(41.3)	388(8.6)	1,188(26.4)
	58	8,674	5,322(61.4)	100		1,079(20.3)	1,408(26.5)	1,391(26.1)	946(17.8)
	61	8,655	5,320(61.5)	100	411(7.7)	1,359(25.5)	1,091(20.5)	1,787(33.6)	270(5.1)
	62	8,662	5,612(64.8)	100	493(8.8)	956(17.0)	1,051(18.7)	2,057(36.7)	540(9.6)
風連町	53	3,898	1,430(36.7)	101		61(4.3)	214(15.0)	141(9.9)	244(17.1)
	58	3,918	1,786(45.6)	100		150(8.4)	252(14.2)	798(44.7)	321(18.0)
	61	3,896	1,780(45.7)	100	226(12.7)	468(26.3)	270(15.2)	502(28.2)	106(6.0)
	62	3,895	1,970(50.6)	100	286(14.5)	335(17.0)	273(13.9)	560(28.4)	313(15.9)

注) 他用米、主要転作物の()は転作物に対する割合である。

の賃金収入総額は、昭和 58 年 3 億 8,800 万円、59 年 4 億 1,900 万円、60 年 4 億 2,000 万円、61 年 4 億 8,000 万円と経済不況下でも伸びている。61 年の一戸平均は 138 万円である。これに対し、61 年の転作奨励金総額は 6 億 1,200 万円（一戸平均 182 万円、62 年は一戸平均 159 万円で 24 万円の減額）、農業粗収益は 17 億 3,000 万円（所得率 57% <60 年度の農業所得統計による士別市の農業所得率> として農業所得は約 9 億 8,600 万円、一戸平均 284 万円）となる（資料は多寄農協、多寄町農民連盟調査による）。結局、多寄農協管内の農家所得構成をおおざっぱにみると、農業所得 47%，奨励金 30%，農外収入 23% ということになる。一戸平均 7ha の大規模稻作地帯でも、農業所得は農家所得の半分以下になり、あとは補助金と賃労働に頼るという状況になってしまったわけである。

2. 土地改良事業の概要と農家負担

(1) 天塩川土地改良区の沿革

当地区は、明治時代、試作の水田が点在する程度であったが、隣接地の土功組合、水利組合の許可を得て造田するものが続出した。そこで大正 2 年に、発起人 5 名のもとで土功組合の設立となった。その後、幾度かの災害、凶作等にもめげず、水路の延長、揚水機の設置等を行い、地区内の拡張を図った。昭和 25 年、土地改良法の施行に伴い、天塩川土地改良区へ組織変更した。その後 2 回受益地区の変更を行い、昭和 42 年、国営灌漑排水事業に着手した。国営事業は、天塩川水系の関係土地改良区、自治体が推進期成会をつくり、上京、陳情をくり返し、実現にこぎつけたものである（完成後は天塩川水系土地改良区連合会（6 改良区）が組織され、造成された用水施設（ダム・取水塔）の維持、管理にあたっている）。

道営灌漑排水事業は、国営より 3 年後の 45 年、さらに道営圃場整備事業は 46 年、それぞれ着手した。道営圃場整備事業については、士別市的一部地区で 38 年に始まった團体営事業の教訓に学び（團体営だと負担が重い）事業主体を道営にすることにし、43 年より話し合いに入った。この事業の推進のために各地区に 9 つの地区期成会が生れ、事業推進と地区内のとりまとめを行った。その過程では、農家負担の問題で一部躊躇するむきもあったが、結局 100% の同意にこぎつけた（道営、国営とも）。

(2) 事業の概要

地区内の土地改良事業の概要は表4に示した。昭和62年度末現在、国、道営の灌漑排水事業は完了し、道営圃場整備事業も99%完了している。圃場整備事業は全ての地区で56~57年に完了し、換地も終っている。事業の未完了の部分は道路・圃場分だけであり、その意味ではすでに数年前より受益は発生している。表出した国、道、団体営の事業（個人で行う事業を除く）だけでも、単純に加算して総額263億円の事業費になる。事業によって受益地区は当然異なるが、このうち国、道営の灌漑排水事業と道営圃場整備事業のうち用排水路分（いわゆる線工事）はプール計算をし、地区全体の受益面積3,721haで割り、面積当たりで農家に割当てている。道営圃場整備事業のうち区画整理分（整地工・区画、暗渠排水工事——いわゆる面工事）は地区、圃場によって事業費は異なり（表5によても10a当たり事業費は約2倍の差が生じた。この差は2次補修のための費用、客土、暗渠など追加費用のためであり、さらに完了年度が伸びたことによる物価上昇のためである）、したがって農家負担額も異なる。

総事業費263億円を、受益面積3,721haで単純に割れば、10a事業費は71.2万円となる。このうち地元負担額は57億円であり、総事業費の21.7%が地元負担である。国営、道営の線、面工事を両方実施した場合の農家負担額は10a当たりの平均で15.6万円である。

国営事業と道営事業とでは償還方式（国営は事業完了後、2年据え置き15年償還。道営は各事業年次ごとの負担額を計算し、5年据え置き15年償還）も、利子（国営5%，道営当初6.5%（62年6月より4.75%，63年3月より5.15%——財投金利に連動））も異なるため、従来の償還額や、償還残額を計算することはかなり複雑であるが、当地区的62年度末の償還残は、10a当たり線工事部分が5.6万円、面工事とも合わせた平均では約10万円である（将来支払うべき利子は除く）。つまり、線・面工事あわせて今までに償還した額は、地元負担額のまだ3分の1であり、3分の2はまだ残っている計算となる。

当地区的土地改良事業は、実質的には完了し、いわゆる受益も発生している。そして事業の結果、省力効果は確かに生れたが、当地区では労働力を農業生産から排出（兼業化）する結果となり、さらに圃場整備事業が終った直後は収量も落ち、生産力が安定したのは近年になってからである。また受益の発生した時期は、大幅減

表4 土地改良事業の概要

事 業 名	受 益 地 区	事 業 年 度 (年 度)	総 事 業 費 (千円)	受 益 面 積 (ha)	地 元 負 担 額			62年度未償還残		62年度	
					負 担 領 (%)	負 担 額 (千円)	10a当り (円)	総 額 (千円)	10a当り (円)	10a当り負担額 (円)	
国 営 灌 溉 排 水 事 業	天塩川上流地区	42~61	6,240,000	3,721.3	7	436,800	11,737	419,250	11,267	600	※
道 営 灌 溉 排 水 事 業	天塩川第2地区	45~54	2,241,388	2,943.0	22.5	504,312	13,552	1,662,129	44,668	6,350	{
道 営 圃 场 整 備 事 業	豊里他8地区	46~64	17,645,900	3,074.5	27.5	4,852,622	130,401	1,648,734	44,308	(平均5,500)	}
団体営小規模排水事業	上線第1他1地区	57	71,964	33.4	40	(28,786)	(86,184)				
非補助維持管理事業	第8支線他4地区	54~55	64,040		100	(64,040)					
維持管理適正化事業	2地区	61~66	5,000	頭首工1、揚水機2	40	(2,000)					
施設改善特別対策事業	2地区	62~65	13,500	全地区	40	(5,400)					
	計		26,281,792	(3721)		5,793,734		※※線面工事のみ 55,935	6,950		
						※※※線面工事計(155,690)	(3,730,113)	(100,243)	(平均12,450)		

注1) ※ 上段は道営灌漑排水事業と道営圃場整備事業のうち用排水路分の合計、下段は道営圃場整備事業のうち区画整理分(区画、暗渠)

2) ※※ 10a当り、62年度末償還残の計は線工事のみを行った者の負担額。

3) ※※※ 計の下段は線面工事とも行った場合の負担額。

4) 上記3つまでの事業の受益面積はそれぞれ異なるがペール計算は3,721haで計算。

5) 地元負担額には自治体、農協からの補助は入れていないので農家負担とは異なる。

6) 個人で圃場整備を行う場合、10ha当り40,000~50,000円の負担となる。

7) 62年度の10a当り負担額で線工事(ペール分)は6,950円であるが、土地改良区基本財産の取り潰しにより10a当り600円を農家に還元したので、実際に農家が支払ったのは6,350円である。

表5 各事業費の当初計画と完了時の比較

(単位:千円、ha)

事業名	計画時 事業費(a)	完了時 事業費(b)	(b)/(a)	受益面積	着工～完了 (年)	10a当完了時 事業費
国営総合灌漑排水事業	2,011,000	6,240,000	3.1	3,721.3	42～61	167.7
道営灌漑排水事業	1,184,000	2,241,388	1.9	2,943.0	45～54	76.2
豊里地区道営圃場整備	1,358,000	3,927,000	2.9	635.7	46～64	617.7
風連中央地区〃	391,000	824,000	2.1	211.4	47～56	389.8
瑞宝地区〃	432,000	938,500	2.2	219.2	48～57	428.1
瑞生第1地区〃	697,000	1,333,000	1.9	353.6	48～56	377.0
瑞生第2地区〃	908,000	2,912,000	3.2	401.4	48～64	725.5
西多寄地区〃	555,000	1,699,000	3.0	268.3	48～64	633.2
上多寄地区〃	677,000	1,850,000	2.7	333.0	48～64	555.6
風連中央第2地区〃	460,000	903,300	2.0	177.5	49～56	508.9
多寄東地区〃	1,140,000	3,259,000	2.8	474.4	49～64	687.0

注) 国営総合灌漑排水事業は当区の分のみである。

反の始まった時期と重なっている。そしてさらに、これから償還ピークを迎えるとする時、さらなる減反の増加、奨励金の減額、米価引き下げが待っている。ここに当地区を含めた土地改良費用負担問題の深刻さが存在する。

(3) 賦課基準と農家償還額

以上の事業の地元負担額は、実際にはどのように個別農家に割当てられているのであろうか。前述した部分と重複する点もあるが、賦課基準について整理しておこう。

農家に対する賦課の方式は、まず国営、道営の灌漑排水事業と道営圃場整備事業のうち用排水路分は全農家一律に10a当たりの負担額を決める(62年は国営600円、道営6,350円の計6,950円だが、後に述べるように62年度は土地改良の基本財産を取り潰し10a当たり600円農家に還元したので実際は6,350円である)。次いで、道営圃場整備事業のうち整地工・区画、暗渠工事分は、各場区または各地場ごとに負担額を割てる。圃場整備事業は、各地区、各圃場ごとに事業単価が異なるが、当土地改良区の11地区中9地区は各地区ごとのプール計算とし、残りの2地区は圃場ごと農家ごとに負担額を割てている(62年の平均は10a当たり5,500円)。このほ

か圃場整備事業に含まれる以外の客土を特別にすれば、その部分は当然ながら個人負担となる。さらにこの他に、「単カン」と称し、灌漑排水事業だけ加わり、圃場整備（区画、暗渠）は、個別的に行う場合がある。この場合、国、道営の灌漑排水事業の負担は当然としても、道営圃場整備事業のうちの用排水部分もプール計算の中に含まれているので、費用負担することになる。むろん個別の圃場整備事業については補助がなく個別の負担である（通常 10 a 当り 5～6 万円かかるが、それでも道営より安いという話を聞く）。

土地改良費には、このほか土地改良区の運営費や土地改良事業の管理、維持費に充てられる経常賦課金（62 年度は 10 a 当り 2,550 円）があり、毎年総代会で決められる。

さらに、それぞれの地区には支線組合があり、支線組合費（10 a 当り 40～200 円）が徴収される。支線組合は、各地区に入りこんでいる道営の用排水路、圃道の維持、管理や幹線の清掃等の出役、地区内の土地改良事業に対するとりまとめを行う組織である。ちなみに幹線、支線管理のための出役は、春、通水前清掃 1 日と、6～7 月の草刈り 1 日の計 2 日、1 戸 1 人が標準のようである。

このほか、国、道以外の小規模な任意の土地改良団体がある。巻末付表の③番農家は日向水利組合（13 戸）に加入し、組合は独自の賦課金を徴収している。

表 6 は、10 a 当り賦課金のこの 6 年間の推移である。特別賦課金は、線工事のプール部分と面工事（道営）の平均値をプラスしたものであり、年々高くなっていることがわかる。昭和 62 年の経常賦課金と特別賦課金の合計 13,639 円は、同じく 62 年の土別市の米価 1 倍当り価格（他用途米やそのとも補償さらに等外米を入れての平均価格）約 14,000 円とほぼ匹敵する。まさに米 1 倍分ということになる。このほか、支線組合費、個人、

団体の事業費負担が
加わるので、もはや
土地改良費用負担は
米 1 倍分をオーバー
している状況にあ
る。この負担額は今
後さらに高くなるこ
とが確実である。

表 6 10 a 当り賦課金の推移（特別賦課金は平均）

年度	経常賦課金(円)	特別賦課金(円)	計	徴収率(%)
57	2,530	8,468	10,998	100
58	2,300	9,672	11,972	100
59	1,924	9,996	11,920	100
60	2,440	10,497	12,937	100
61	2,610	10,805	13,415	100
62	2,550	11,089	13,639	100

今後の負担額も地区、個人ごとに異なるが、図2、3を見てみよう。図2は、当土地改良区全体の線工事10a当たり平均負担額(国、道営のプール分に団体営小規模、非補助維持管理事業等をプラスしたもの)の今後の償還金の推移である。国営事業

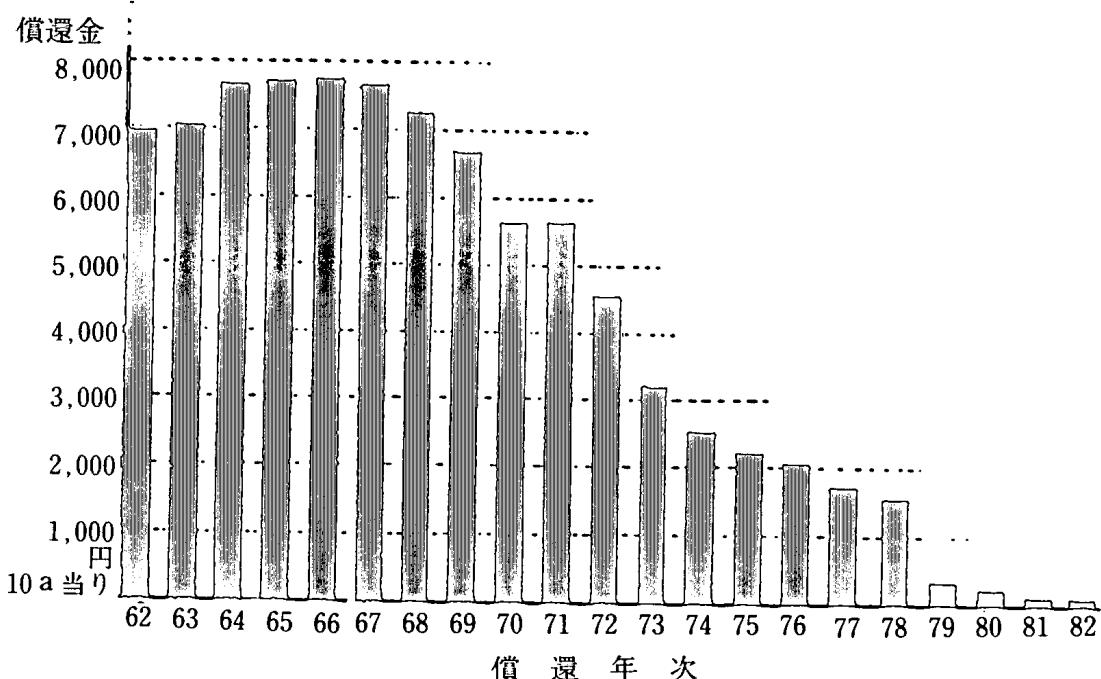


図2 土地改良事業償還金の推移 (用水路・排水路工事分) 10a 当り

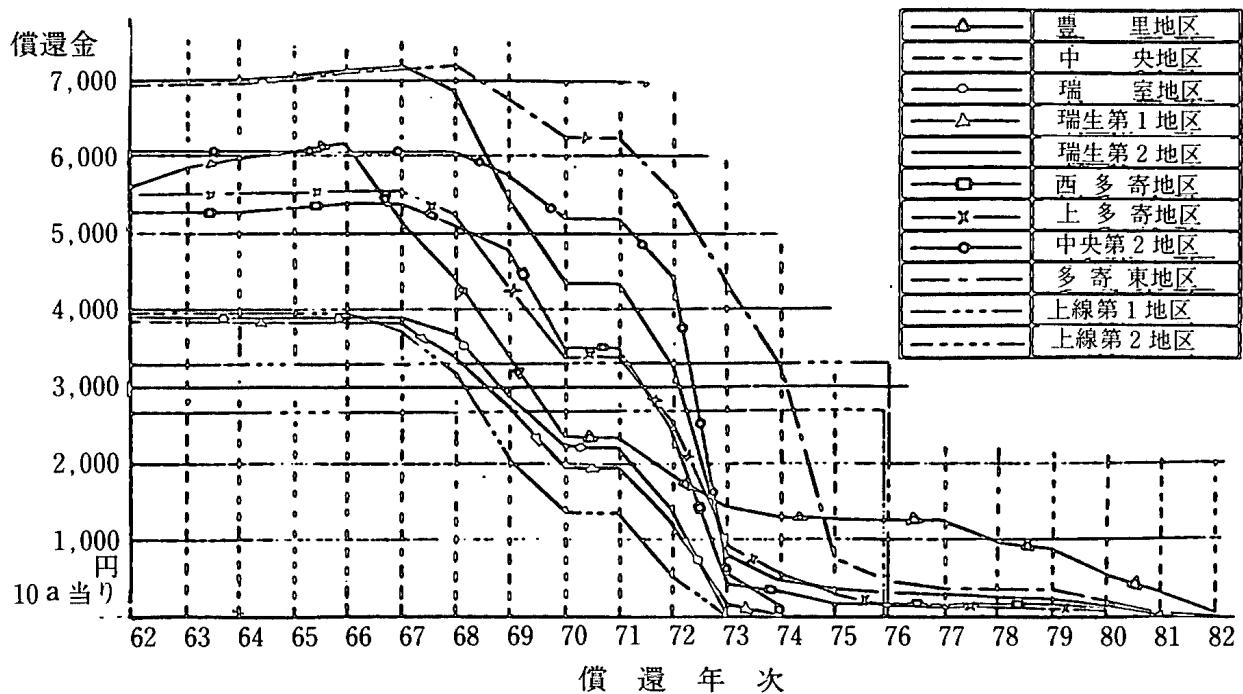


図3 地区別年次償還金の推移 (整地工・暗渠排水工事分) 10a 当り

は 61 年に完了し、64 年から償還に入る(利子部分は 62 年より支払う、62 年は 10 a 当り 600 円だが、元金を支払うとすれば 1,087 円になる)。道営事業は、農林漁業金融公庫から土地改良区が借り受け、当該事業年度の事業費を 5 年据え置き、15 年年賦で償還する。償還のピークは事業ピークより 5 年ずれて 62~67 年ということになる。つまり、線工事全体の償還ピークは 64~68 年ということになるわけである。他方、面工事(圃場整備事業の整地工・暗渠排水工)の 10 a 当り 債還金の推移を地区別にみたのが図 3 である。度々述べてきたが、面工事は地区や個人によって負担額は相当異なる。地区ごとの償還金の差は事業費の高低と完成年度によって異なる(早く完了していれば事業費も安く済み、償還は当然かなり終っている)。全体として面工事の償還ピークは 66~68 年ころまで続くが、地区により 10 a 当りの償還金は 4,000 から 7,000 円までの差がある。

結局、線工事、面工事分合わせた賦課金の償還ピークは 64~68 年ころまで続くことになり、高い地区では合わせて 15,000 円近くになり、これに経常賦課金 2,500 円程度を加算すると 17,500 円にもなる。土地改良事業の始まった頃、土地改良費用負担は「米半俵」と予想し、出発した(後述)。そして昭和 62 年は「米 1 俵」になった。そしてやがては「米 1 俵半」が予想される。今後の米生産をめぐる環境は厳しく、米価の引き下げ、転作強化、奨励金の減額といった傾向は避けられない状況である。米価は下がり、土地改良償還額は上がり、農家経済や地域経済の将来はますます厳しくなることが予想される。

3. 土地改良事業に対する農家の意向と農家経済

(1) 調査農家の概要

以上述べてきた土地改良事業の展開に対し、地元ではどのような受け止めをしているのであろうか。今度は農家調査の結果をもとに、土地改良事業に対する評価と費用負担問題を見ていくことにする(巻末付表天塩川土地改良区農家調査表(1)~(3)参照)。

聴取調査を行ったのは士別市多寄町の 5 戸の農家である。多寄町は士別市の 1 戸当平均耕地面積(7.4 ha)より小さい(6.4 ha)が、水田比率は市平均(73%)よりかなり高い(92%)、天塩川流域の平坦な水田地帯に位置する。

調査対象農家は一応経営階層別に選定したが、調査農家もなく、階層における

意向等の差異を結論づけるわけにはいかない。むしろ、調査農家は経営階層にかかりなく、現在も土地改良区の総代等役職に就き、土地改良事業についてそれぞれ一家言をもつ、地元農家の代表であるとみてよい。

農家調査表(1)は、調査農家の概況を示している。専業別にみると経営面積の大きい2戸の農家が、世帯主あるいは後継者が比較的若いこともあり、I兼であり、小規模な高齢者農家の3戸が専業であるのは、調査事例の特異性を差し引いてもなお、大規模稲作北限地帯の今日的特徴を示している。

5戸のうち2戸が全面転作である(①⑤番農家)。①番農家は自作地11.7ha、借地12.3ha計24haの経営で士別市の中でも最上層に位置する。20年前に風連町より分家、3haより出発し、農地を購入し拡大、10年前よりは借地拡大に転じた。若い後継者(20歳)もあり、麦、ビート、小豆を中心にタマネギ、カボチャ、アスパラなどの集約農業にも取り組んでおり、今後も規模拡大志向を持つ。①番農家は「将来的に米作に展望はなく、虫喰い水田の中で米を作るより全面転作した方がよい」と、6割5分が減反を強いられる状況の中で、全面転作をいわば積極的に選定した。全面転作農家は、こういった「発展型」の少数の農家を除けば、ほとんどが高齢者世帯や兼業志向の「農業離脱型」の農家が多い。この地域は、転作を集団的・組織的に行うことはあまりなく、基本的には個別対応である。そのため個別農家の転作率も過去の「実績」がそのまま踏襲され、個別農家の経営転換や集団的・組織的対応による打開の道をより困難にさせている。

将来の農業経営については、①番農家が規模拡大志向をもつが、あとの4戸は現状維持的である。③、⑤番農家は、借金のため、あるいは労働力がないため農地を売却しており、むしろ規模縮小型といってよい。②、④番農家も、後継者候補がいながら、農業の見通しがたたないため、現状維持あるいは自分の代で終りともいつている。ことに②番農家は10ha経営の上層農家であり、技術や経営についてもかなりの見識をもった篤農家であるにもかかわらず、将来の展望を見出せないでいるのが現状である。

(2) 農家経済と土地改良費用負担

国営事業を実施するにあたって、事業を推進する土地改良区、期成会などは、「農家負担は(10a当り)米半俵」と言って農家に説明、説得してきた。その根拠は、

当初見積り（10 ha 当り年償還額）

国営灌排	$2,011,000 \text{ 千円} \times 0.07 = 140,770 \text{ 千円}$ (地元負担額) $140,770 \text{ 千円} \times 0.0963422876$ (5.0%利子の年間償還の比率) $= 13,562 \text{ 千円}$
	$13,562 \div 3,721 \text{ ha} = 364 \text{ 円}$ ①
道営灌排	$1,184,000 \text{ 千円} \times 0.225 = 266,400 \text{ 千円}$ (地元負担額) $266,400 \text{ 千円} \times 0.1063527830$ (6.5%利子の 年償還の比率) $= 28,332 \text{ 千円}$ $28,332 \text{ 千円} \div 3,721 \text{ ha} = 761 \text{ 円}$ ②
道営圃場整備 (市町道路除き)	—— 平均年償還額 3,175 円 ③ $(\text{①} + \text{②} + \text{③}) = 4,300 \text{ 円}$

46年当時の米1俵価格は8,600円であるので、丁度「米半俵」という試算は正確であったわけである。ところが、計画——完了の間に2度のオイル・ショックがあり諸材費は高騰し、事業の完了までに予想外の年月がかかった。また国営、道営とも工事の修正、補強がおこなわれ、国営灌排は当初計画の3.1倍、道営灌排は1.9倍、道営圃場整備は1.9~2.9倍にもなってしまった(表5)。昭和62年度の土地改良賦課金が実質1俵を超えたことは前述した。

調査農家の賦課金は調査表(1)に載せてある。農家の賦課金は、経常賦課金と特別賦課金の線工事部分はプール計算なので一律であるが、区画・暗渠は各農家によって異なる。各農家が面工事においては、それぞれ異なった対応をした。5戸のうち④番農家のみが、全ての事業に加わった。しかも各農家は、圃場整備事業に参加しても全ての圃場でそれぞれの事業を実施しているわけではない。したがって調査表にある賦課金のほかに、個人で行った事業の費用負担が加わり、実際の賦課金はさらに高くなるわけである。

調査農家の農業粗収益と農業所得（いずれも奨励金を含めた）の推計値を求めた。経営規模や労働力構成の違いにより所得額に大きな差があるのは当然であるが、所得構成（米販売収入、その他作物収入、奨励金、農外所得等）が農家によってそれぞれかなり異なっており、農民の階層分化の実体がここでも明瞭である。また、農業粗収益や農業所得に占める土地改良賦課金の割合もかなり異なる。しかし④番農家をみると国営、道営の線、面工事を全て実施しているせいもあり（実体の土地改

良負担を反映している), 賦課金割合は農業粗収益の 12.8%, 農業所得の 20.1%となり, 明らかに過剰な負担といえよう。ちなみに, 5 戸の農家の賦課金割合平均は(あまり平均の意味はないが), 農業粗収益の 7.3%, 農業所得の 12.1%である。

当地区の土地改良賦課金が農業粗収益や農業所得に対し, どれ位の割合になるか別の計算により推計してみよう。

『農業所得統計』の一番新しい数値(昭和 60 年)によると, 士別市の一戸当たり農業粗生産額は 710 万円であり, 転作奨励金は 277 万円, 計 987 万円である。また一戸当たり農業所得は 381 万円で, これに奨励金を加えると 658 万円である。これに対し 60 年度の天塩川土地改良区の賦課金総額は 4 億 8,182 万円, 一戸平均 60.2 万円である。士別市の農業所得等と士別市的一部地区の農家で, かつ他市町の農家を含む土地改良区の賦課金の平均と比較するのは少し乱暴な計算である。しかし他に計算方法がないのであえて試算すれば, 60 年度の土地改良賦課金は, 農業粗生産額の 6.1%, 農業所得の 9.1%ということになる(農業所得計算の元になる農業経営費の中に水利費がふくまれているので二重計算になるがこれもあえて目をつむる)。62 年度からは, 米価も, 奨励金も下がったことを考えると, 大雑把にみて農業所得の 10%が土地改良費用負担ということになる。

さらに別の計算をしてみよう。

士別市農業委員会の「昭和 62 年度標準小作料算出基礎」によると, 中田(10 当り収量 430 kg, 60 kg 当り 17,736 円で計算)の 10 a 当り粗収入は 127,108 円であり, 生産費の中から水利費, 家族労働費, 資本利子, 公租公課を除く経営費部分は 50,066 円である。つまり農業所得は 77,042 円となる。この場合の水利費は 6,698 円であるから, 農業粗収益の 5.3%, 農業所得の 8.6%が水利費(土地改良費)割合ということになる。

だがこの計算では水利費割合は過少に見積もられている。単純な問題からいって, 現実の 62 年度天塩川土地改良区の 10 a 当り賦課金平均は 13,639 円である。農業粗収益, 農業所得はそのままとすると, 水利費割合は, 農業粗収益の 10.7%, 農業所得の 17.7%ということになる。さらにこの試算は, 全部米が政府米として売れた場合の計算である。62 年の士別市は転作面積の 8.8%, 米生産面積の 14.0%が他用途米である。他用途米うるち価格は 60 kg 当り 9,300 円であり, この部分はとも補償しているのでプールした修正計算をすると, 16,000 円弱となる。だが, 農協や農家の話では 62 年の他用途米を入れての実際の 1 俵(60 kg) 当りの手取りは, 62 年が作柄の悪かったこともあり等外米が多く, 14,000 円にしかなやなかつたという(14,

000円の場合反収430kg、経営費50,066円とすると農業粗収益100,333円、農業所得50,267円で水利費の割合は農業粗収益の13.6%、農業所得の27.1%となる)。そしてさらにこの試算は、水田に全部米が作れると仮定した場合のものである。士別市は62年は65%の減反であり、他用途米による米生産を除いても56%が減反である。米を作った場合と転作をした場合とでは、どちらが所得(奨励金を含めた)が多いかということは、転作作物や収量のコストによって異なるので一概にいえないが、62年の奨励金の減額以来、米作の方が(米価が下がったとしてもなお)有利であるという。転作をしても、土地改良費用は全く同様である。すると、10a当たりの水田の土地改良費用負担は、さらに重いということになる。

以上、まことに大雑把な試算ではあるが、土地改良費用負担割合は、一戸当たりで奨励金を含めた農業粗収益の1割、農業所得の2割(あるいはそれ以上)という計算になる。繰返しになるが、これはあくまで平均値であり、個人の行った土地改良事業を含めない数値である。しかも今後さらに、この土地改良費用負担は数年間は、増えつづけることが予想されることを念頭におく必要がある。

調査農家の農協長期負債総額と土地改良償還残額は調査表(2)に載せてある。多寄農協の1戸当たり長期負債総額は約1,000万円であり、他の農協もほぼ同様であるという。また、天塩川土地改良区における国、道當の62年度末償還残額は37.3億円であるが、そのほかの事業の償還残額を含めると41.7億になり、1戸平均520万円である。つまり農家の長期負債は、1戸平均1,500万円であり、そのうち3分の1が土地改良費用の償還残額という計算になる。

ふえ続けていく借金、ますます厳しくなる米生産をめぐる条件、その中で農業収入等の1割あるいは2割を占める土地改良償還金、そして今後さらに大きくなる土地改良費用負担、という問題をここでも確認しておこう。

(3) 土地改良事業についての農家の意向

土地改良事業についての意向調査結果は、調査表(3)に示した。

イ. 土地改良事業の必要性(参加前と後)

土地改良事業への地元の同意率は100%であり、5戸の調査農家も当初は「必要」と思っていた。また国が事業を推進する以上「おしみつき」をもらったと理解して

いる農家もいる。だが現在からみると多くは「米を100%作らせてもらえるならよいが、高い工事費をかけてやる必要はなかった」(②番農家)の声に代表される。もっとも⑤番農家のように「米を作るにせよ、転作するにせよ、土地改良事業を実施しなかったらもっと大変なことになっていた」と評価する声もある。しかし⑤番農家を含め、負担金問題では全員が頭を痛めている。計画当初は「米半俵」、実際は「米1俵」以上という現実が重くのしかかる。

四、土地改良事業の結果について

受益者負担への不満はともかく、事業そのものへの苦情等はほとんどないようである。用排水(とくに用水)はよくなつたとの声は、調査農家にも多かった。区画は、以前は一区画3~5aであったが、事業後はほとんどが50a区画となつた。農道面積は増えたが、繩のび分と相殺すれば圃場面積は変わらないという。また換地は原地換地が基本で、換地に対する不満はとりたててない。

事業の結果、単位生産力は「変わらない」か「下がつた」との声がほとんどである。「表土が削られ、9年たつてようやく戻つた」(②番農家)農家もある。しかしながら「增收はしなくとも確収(生産力の安定)につながつた」との意見(⑤番農家)もある。事業前後の収量を比較するのは品種や技術体系が異なるので困難であるが、さらに調査して確かめるほかない。

增收効果はともかく、労力節減効果(省力化)は著しい。機械導入が容易となり、省力化が進み、兼業が急増し、農業構造は激変した。従来なら5haの経営でも家族労働力三人で対応しきれなかつたが、事業完了後は10haでも二人で対応できるようになつたからである。機械化が進むことによって農家経済が厳しくなつた(機械の費用負担)ことも、さらに兼業化を促進した。調査農家の中で、土地改良事業や機械化の結果の余剰労働力を米作以外の作目にふりむけたのは①番農家(野菜)のみであり、あとは兼業対応となつた。

また「用排水の完備により、転作できるようになった」メリットは大きいとする声もある。しかし同時に6割減反は、地区の水田を、米作田と転作田のモザイク状態にしており、転作田における漏水の問題もおこっている。

ハ、今後の土地改良事業

土地改良区の意向としても、今後の土地改良事業については消極的である。10年近く使用した圃道で一部地盤が弱くなつた所の改修の必要性はあるが、地区全体にかかるような事業は考えていない。また、転作がらみの暗渠排水や漏水対策は必要であるが、費用負担の問題で手がつけられない現状である。

調査農家も「米をつくるための事業は必要な」く、転作のための暗渠、浅暗渠は必要だが「農家負担が多くてできない」ので「手がつけられない」との意見がほとんどである。

二. 土地改良事業の負担について

いうまでもなく、「土地改良事業の負担金は事業利益に比して」明らかに「高い」というのが調査農家の声である。土地改良事業費用の負担は、本来は「農産物収入(転作の場合は奨励金)」から支払うべきであるが、実際は、「農産物収入からは出ない」ので「借金」や「奨励金」からやりくりして支払っている、というのが農家の実感である。

「従来、負担金の妥当額として米1俵相当分という考え方があるが、これについてどう思うか」との設問をしたら、「当初はそう思った」が「米半俵でも高い」との回答が共通のようである。

つぎに「負担金の支払方式として、国営型(事業完了後支払)と道営型(当該年度支払)とがあるが、いずれの方式がよいと考えるか」の設問にたいしては、調査農家でも知らない場合が多く、判断しにくいし、どちらでも結局同じであるという気持が強い。ただし③番農家のみ「早く支払った方が良い」ので道営型との回答があった。ちなみに同じ設問で、土地改良区(事務局)の意見は「現下の農業情勢が厳しいので、事業完了後の支払が良い(国営型)」としている。しかし国営、道営型ともメリット、デメリットがあり、要は支払方式ではなく、地元負担の率と利子率のあり方こそが問題なのであろう。負担金の支払は、北海道では圧倒的多数が農協組勘による自動引落しであり、当地区も全てそうである。

土地改良事業負担の中で維持管理費(経常賦課金)の妥当性については、ほとんどが「やむなし」としているが、①番農家(全面転作農家)は「水田利用している者と、そうではない者とを(負担額を)分けるべき」と答えている(但し、転作農家の部分を水田利用農家が負担せよというわけではない、との断わりづき)。全面転作農家からすれば、当然の感情であろうし、全道的な問題になっていることでもある。転作奨励金の減額傾向が続く中で政策担当者としてはむずかしい問題であろうが、減反政策が国家の「強制」的施策であるなら、水利費の控除等何らかの補償があって然るべきであろう。

ホ. 農地賃貸借と土地改良費

近年当地区でも農地価格は下落している。米生産環境の悪化が原因である。とくにこの2~3年の下落は激しく、多寄地区では昭和59年には10a当たり55~60万円

だったのが、62年には50万円を切る農地の方が多くなっている（「士別市農業委員会売買実例」より）。売り手がいても買い手がないためである。農地の売買が行われた場合、土地改良事業投資に要した費用の残債務は農地についていく。形の上では土地改良区が農林漁業金融公庫から地元負担額を借り受けているわけであり、個別農家との貸借ではないからである。農地価格が下落しても、農地価格のほかに土地改良投資の残債務はついて回るわけであり、このことが農地購入を躊躇させる要因の一つになっている。

農地売買の停滞は、賃貸借を増加させている。表7は、10a当たり小作料を示したものである。水利費の負担は、理論的にはどちらかといえば経常賦課金は（契約期間内の受益なので）借り手、特別賦課金は（土地資本利子として捉えられる）貸し手（地主）と考えられるが、実際は両方とも貸し手負担のケースが多いようである。すると標準小作料は、中田が10a当たり18,500円で、年平均賦課金13,639円を支払うとすると実際の地代収入は5,000円弱となってしまう。実勢小作料は、標準小作料よりかなり高い。借り手の方とすれば、米価が下がっているのに小作料が高くなることは不合理であるが、土地改良賦課金の問題があるので、米価水準によって小作料が決まるというストレートな関係にはならないのである。

このほか、転作奨励金は貸し手（地主）がもらい、生産物収入は借り手がもらう、という農地の貸借関係も増えている。その場合賦課金はいうまでもなく貸し手が支払っている。

表7 10a 当小作料（士別市、風連町）

	標準小作料	実勢小作料
上田	22,000円	30,000円
中田	18,500円	27,000円
下田	13,500円	22,000円

各農業委員会資料

4. 土地改良費用負担問題に対する土地改良区の対応

土地改良費用負担の重圧は、個別農家に対する負担問題にとどまらず、土地改良区の運営や経営の問題にも波及する。

天塩川土地改良区では、特にこの2～3年，“外部努力”と“内部努力”によってこの問題と対応してきた。“外部努力”とは、地元負担を軽減するために、償還猶予や償還期間延長、既借入金利子の引き下げ等制度的対策に取り組んできたことである。“内部努力”とは、土地改良区そのものの運営や経営を合理化し、経常賦課金の負担

軽減に努めてきたことである。

ところで償還圧の高まりにもかかわらず、北海道の賦課金徴収率は100%近く、当地区でも毎年100%徴収率を誇ってきた(前掲表6)。それは北海道では賦課金の徴収を、農協の組合勘定(組勘)から自動引落し(農協への徴収委託)によって行われていることによる。この点に関連し、当地区では昭和62年に特別賦課金の「農協組勘引落し中止事件」がおこった。

(1) 制度的対策への取り組み

当地区の62年7月23日の総代会では、つぎのことが決議された。

- (一) 農業者の条件に応じた負債償還年限の延長
- (二) 既借入金に対する償還条件の緩和
- (三) 国営事業負担金に対する償還条件の緩和

いうところの“外部努力”的決意である。この決議にもとづき当改良区は、北海道土地改良事業団体連合会を通じて国や道に働きかけている。また同年7月30日には、農業基盤整備事業に関する上川管内決起大会(道内初の集会)が開催されている。

今回の調査では、農家調査とともに、土地改良区に対して、国営及び道営事業に対する要望等の聞き取り調査も行なった。当土地改良区の要望等をまとめると次の如くである。

国営事業にたいして

地元負担金の償還方法を変更して、元金均等方式(元金を先に返す)に変え、地元負担を減らし、さらに10年位償還期限を延長してほしい。また、国営の基幹施設(頭首工、ポンプ等)に対する経費は、全額国庫負担としてほしい。さらに、国営事業で施行された頭首工、幹線用水等基幹施設は公共性が特に強いので、その維持管理費(電気料、管理人1名分給料手当等、約500~600万円)は、国や道から助成して欲しい。

道営事業にたいして

道営の新規事業は負担軽減を最優先に考慮してほしい。補助率は引き上げて欲しいし、既借入金の公庫資金は、金利の引き下げに応じストレートに引き下げて欲しい。償還方法は、現下の農業情勢の厳しさから道営も国営型(事業完了後)の支払いとする方が良い。また償還期限は、5年据え置き後20年返済にして欲しい。さら

に、土地改良区に必要な維持管理的要素（人件費）の助成を願いたい。

また、63年度から始まる「土地改良事業償還円滑化対策事業」には少なからぬ期待をよせている。この事業は「土地改良区が、農協等の資金を借り入れ、これを土地改良事業に係る償還金の一部に充てることにより、組合員農家への賦課を平準化し償還の円滑化を図ろうとする場合に、当該借入金に係る金利の一部について利子補給する」制度である。融資条件は①金利は「土地改良区の借入金利が自作農維持資金程度になるよう利子補給する」（現在4.05%，うち2.15%を利子補給）②事業実施時期は昭和63～67年度の5年間③利子補給期間は63～72年度の10年間④返済方法は原則として9～5年間の元金均等償還、である。当地区ではこの事業に対する要望として、最終返済期間を82年まで延長し、利子補給期間は10年を20年にしたい、としている。

(2) 土地改良区の経営合理化

当土地改良区というところの“内部努力”とは次のことを指す。62年3月の総代会では、理事長を非常勤にして報酬を2割カットし、運営費、一般管理費も1～2割カットしたうえで、なお総代（50名——現在の総代は65年8月までの任期）の削減と常設委員の見直し（廃止）にも着手すること、を決めた。その結果、昭和62年度の10a当たり経常賦課金は前年より60円低い2,550円となった。さらに、63年度の経常賦課金は、62年のそれよりさらに110円低い2,440円となった。これは運営費、一般管理費の削減のほか、62年にやめた職員の補充をせず（職員数は10名から9名に）、人件費が削減されたためである。

こうして、農家負担の軽減のため、土地改良区は必死の経営合理化を行っている。とはいえ、賦課金に占める経常賦課金の比重は低く、さらに“内部努力”による負担軽減額は僅かである。

(3) 農協組勘引き落し中止「事件」

こうした最中、多寄農協の組合員が組勘からの特別賦課金の引き落し中止を申し出るという“事件”がおこった。当初多寄東地区の3農事組合、のちに他の5農事組合が加わり（多寄には27の農事組合がある）、組勘引き落し中止を申し入れ、農協もこれに応じた。「当初の減反は2割で、8割は米が作れる、という条件で判を押し

た。ところがいまはその比率が逆転している」約束が違うというわけである。実は、最初に行動を起こした農事組合は、以前は転作した方が総収入は多いため、転作を他地区より多く希望していたが、62年に奨励金が減額され、転作の方が不利になつたこともあり、やり場のない不満を土地改良の負担にぶつけたものである。ともあれ土地改良区では「8割水田を耕作できる約束はしていない。借入した金は期限までに支払うのが当然である」と説明、時間をかけて何回かの話し合いがもたれた。結局、62年12月の総代会で土地改良区には事業積立金、備荒積立金が合わせて1億2,500万円あるので①年度内に10a当たり600円（合計2,200万円）を農家に還付する②次年以降、経常賦課金と特別賦課金のプール分が10,000円を超えた場合、改良区に5,000万円を残し、その範囲内で取り崩していく、ことが決められた。本来、問題の解決は制度の改正そのものにあるが、農家経済が行き詰まっている中で、積立金を処分してまで改良区の運営をしていく、こうした努力の中で、制度改革の運動を開拓していくことを確認し、合意したのである。その結果、農協への徴収委託も全員が復帰した。

引き落し中止運動や基本財産の取り崩しの是非はともかく、今日の土地改良負担の重圧と土地改良区の苦悩を如実に物語った“事件”であった。

5. まとめにかえて — 費用負担のあり方の検討にむけて —

今日の農業・米生産をめぐる状況の中で、土地改良費用の重圧が、いかに厳しいものであるかは、本報告の事例一つとっても明らかになったと思われる。そこで、最後に以上の実例をふまえ、費用負担のあり方について若干考察し、まとめにかえたい。

土地改良投資の効果とは、直接的には生産力が上がり（土地生産性の上昇）、投資に見合う（長期的・短期的）収益（＝所得）が得られることであろう。また、理論的にはともかく、土地改良によって農業労働力が節減され（労働生産性の上昇）、自家労働力を他作目や賃労働に振り向けることにより、トータルな農家収入の増大がはかられるなら、それも“効果”と考えられよう。高度成長期には、ともかく賃金収入が増大し、賦課金の重圧がそれほど社会問題とはならなかつたことも確かである。さらにまた、農民は経営者であると同時に土地所有者でもあるので、土地改良によって地代（地価、資産増大効果も含めて）が上昇するなら、それも“効果”といえよう。ところが、今日の農業、とりわけ北海道の農業情勢は、上記三つの“効果”とも薄れ、

むしろマイナスの“効果”すら発生しているのは、見てきた通りである。

全面転作や転換畠の場合、即ち水田で米を生産しない場合、水利施設を直接には使用しない。にもかかわらず、水利費は取られてしまう。つまり受益が発生しないにもかかわらず、負担はそのまま続いているわけである。減反政策が国家の政策ならば、国家的に対応しなければならない問題であろう。

以上の諸矛盾は、結局は土地改良投資における社会的費用と、私的収益あるいは私的所有、の矛盾に帰着する。

一般に道路、港湾、鉄道、空港等の一般的労働手段は、いわゆる社会資本として国家、公益事業によって担われてきた。それは①膨大な投資②長期的事業であり、かつ③不採算事業であり④受益が「公共」的性格をもつが故にである。日本の道路も空港も、私的受益を目的税や利用料金という形で負担しているものの、全体としては「公共性」が全面に出された運営が行われている。

土地改良投資も、上記の性格を全て兼ね備えており、本来公共事業として位置付けられるものであろう。従って、国の負担部分は地元への“補助”ではなく、本来の国家負担という性格を持つものと考えて然るべきである。土地改良は、国の食糧生産を担い、保水、治水機能を持ち、環境保全をはかるという、公共的性格を有しているからである。したがって、単に国の食糧政策や食糧需給の変化によって、受益や費用負担の性格が変わることとは不合理なのである。

しかしながら土地改良は、他の社会資本と異なり、受益が個別農家に還元されるように現象し、かつ受益を伴う土地が個人的に私有化されているという特有な性格を持つ。したがって、「社会の費用」と「個別の受益」や土地私有、という矛盾が直接にぶつかりあっているのである。ここに土地改良費用負担をめぐる根本問題がある。それは資本主義体制下における農業生産の矛盾であるといってよい。

社会の費用を伴う土地の利用・所有の仕方は、個別の農家の“自由”である。とはいえ、今日の水田の利用方法は、かなりの程度まで社会的に制限されている。さらに上述した土地改良事業の公共的、社会的性格に注目するならば土地改良における費用負担は、単なる負担比率や投資効果に還元されない問題を含んでいる。補助率や利子、償還期間のあり方は、単なる受益者負担の原則ではおしあかることができないのである。

確かにこの問題が社会問題化したのは、農家経済の悪化が直接的な契機ではあるが、もっと根本的な問題が含まれていたのである。とはいえ、米穀需給の悪化や減

反政策の強化による不利益を“受益者”のみが抱えこむことは問題であろう。

さらに、土地改良事業における地域差を伴う投資の跛行性の問題がある。土地改良事業は、高い事業費をかけたからといって、高い“受益”が発生するわけではない。否むしろ、とくに北海道では、高い事業費の要する地域はかえって低生産力（低地代）地帯であることが多い。すると全国・全地域ほぼ一律の地元負担率という方式は、稻作北限地帯、低生産力地帯では農家の負担は実質的には地区に比べ重いことになる。

国営、公益事業の費用負担で、事業費や建設費の高低にかかわらず利用者の負担は全国同額あるいは全国一率である場合が多い。土地改良が公共事業の性格をもつなら、そして「受益」が特定の個人であるというなら、「受益者」の負担も、事業費や建設費の多寡ではなく“効果”に対する一定の負担率にするという考え方も成り立つ。さらに、貸付資金の利子率も、公共性を念頭におけば、国家が一定部分を負担するのは当然と思われる。

（付記 本稿の土台となった現地調査においては、天塩川土地改良区、士別市、風連町の各役場、農業委員会、そして調査農家の皆様にお世話になった。）

とくに天塩川土地改良区総務課長山崎勇氏には多大なる協力を得た。また私は土地改良問題に取り組んだのは初めてであり、北海道大学農学部坂下明彦氏に基本的なレクチャーを受けた。心より感謝申し上げます。）

—付表I—

農家調査表(1)

農家番号	(才)	地区名	役職等	専業別	經營面積 (うち借地)	62年度作付面積	農業従事者数 (後継者)	62年度土地改良賦課金(円) <賦課面積ha>			
								特別賦課金	その他 賦課面積 ha	計	
①	46	多寄東	総代	I兼 長男-土工	24ha 水田15ha 畑 9ha うち借地 水田5.5ha 畑 6.8ha	全面転作 麦 11.5ha ビート 3.3ha 小豆 4.7ha タマネギアスパラ カボチャ	3人(主、妻、長男) 後継者いる 長男、次女他出	253,725 (9.95)	631,825 (9.95)	185,000 区 0.96 暗 6.75 (40円/10a)	(支) 3,980 1,074,530
②	54	多寄東	I兼 主-土工	10.4ha (水田)	水稻 小麦 3.48ha 大豆 3.14ha ビート 1.28ha	水稻(モチ) 2.8ha 小麦 3.48ha 大豆 3.14ha ビート 1.28ha	2人(主、妻) 今のところいない 長男、次男(学生) 長女 他出	266,475 (10.45)	663,573 (10.45)	322,000 区 4.2 暗 8.11 (40円/10a)	(支) 4,180 1,256,228
③	67	西多寄	総代 地区期成会 長	專業 (水田)	6.5ha	水稻 麦 3.64ha 大豆 2.86ha	娘夫婦が同居だが 未定 次女、三女他出	86,190 (3.38)	214,630 (3.38)	39,000 区 1.08 暗 0 (70円/10a) 他水利組合 190,800	(支) 2,366 532,986
④	61	上多寄	総代 地区期成会 副会長	專業 (水田)	5.12ha	水稻 麦 0.94ha 大豆 0.9ha	2人(主、妻) 今のところない 長男、次男、三男 他出	130,305 (5.11)	324,485 (5.11)	297,000 区 5.11 (70円/10a)	(支) 3,577 755,367
⑤	73	多寄東	地区期成会 長	專業	2.8ha 水田2.0ha	全面転作 麦 2.0ha 大豆 0.8ha	1人(主) い、ない 長男、次男他出	51,510 (2.02)	128,270 (2.02)	0 (40円/10a)	(支) 808 180,588

注 1) 専業別は世帯主、後継者のみの収入による区分とした。

2) 62年度土地改良賦課金のうち、確排事業費の実際の負担額10a当り600円高い。62年度は土地改良区基本財産を取り潰し、各農家に還元してあるからである。

3) その他土地改良費の(支)は支線組合費である。

農家調査表(2)

—付表II—

農家番号	62年度農家収入(円)				土地改良費賦課金割合(%)			
	農業租収益	転作奨励金	農業所得	農業組収益に占める割合	農協	土地改良	備考	
	(米販売収入 (含多用途米))	その他作物収入 小計	耕作面積 (耕作割合)	計 (奨励金含)	(農業所得 占める割合)	長期負債 総額	償却残 額(道當のみ)	
①	0	16,645,000 (麦の共済含)	16,645,000 (100%)	5,163,200 11ha +	21,808,200 (農外500,000)	4.9	8.8 1,827万円	
②	2,537,500	4,739,240	7,276,740 (77%)	3,950,000 7.9ha +	11,706,740 (農外600,000)	7,368,176 10.7	17.0 1,920万円	
③	3,638,000	2,170,000	5,808,000 (44%)	2,865,000 2.89ha	8,673,000 5,915,800 6.1	9.0 208万円	831万円 (安いから) 当改良区のほか 日向水利組合に 加入(13戸)	
④	3,600,000	1,400,000	5,000,000 (36%)	900,000 1.8ha	5,900,000 3,620,000 12.8	20.1 72万円	512万円	
⑤	0	3,000,000	3,000,000 (100%)	938,000 2.0ha.	3,938,000 2,178,000 4.6	8.4 0	23万円	

注 1) 農業所得は推計値。農業委員会の標準小作物の算出基礎のうち、種苗費、肥料費、農具費、農業費、動力光熱費、諸材料費、賃料金、雇用労賃を経常費とみなし所得率を計算すると、米(中田)=59.8%÷60%、畑作物(中畑)=39.0%÷40%である。

各農家の粗収益にこの所得率を掛け算出した。

2) 土地改良借地権は、灌排事業(国営・道営)と区画、暗渠事業(道営)のみである。

したがってこの他に、個人、団体営事業や付帯事業の償却残がある。

—付表III—

農家調査表 (3) —土地改良事業についての意向調査—

農家番号	土 地 改 良 事 業 に 対 す る 考 え 方			今 後 の 土 地 改 良 事 業			今 後 の 土 地 改 良 事 業			土 地 改 良 事 業 の 負 担 に つ い て		
	土 地 改 良 事 業 の 必 要 性 (参 加 前 と 後)	土 地 改 良 事 業 の 効 果	勞 力 節 減	增 取 に つ い て	今 後 の 土 地 改 良 事 業 の 必 要 性	今 後 の 土 地 改 良 事 業 の 経 営 に つ い て	負 担 金 の 財 源	負 担 金 は ど こ か 支 払 う べき か	支 払 い 方法	負 担 金 は ど こ か 妥 当 か	支 払 い 方法	負 担 金 は ど こ か 妥 当 か
①	当初、北限の光を守るためにとと思い参加したが、賦課金の重圧に苦しんでいる。	①用水は特によくなった ②機械導入に効果あり ③排水は良くない。	野菜取り入れた。	増取にはならなかつた。 野菜を減された。	米を減らさなければ、事業費が高くなる。	将来は必要だが、事業費は受け入れる状態ではない。	農産物収入 は出ない。	農産物収入から (後地者いる) 30万円／10haとなっ 農地購入したい。	農協組勤 自動引落し	高い	米半供	判断しにくい (知らない場合 が多い)
②	米を100%つくらせてもらえない方が、良い。	水田なら良いが畑ならダメ リットない。 ①地力低下 (表土削失) ②水漏 ③機械はいらない。	耕作された。 肥料を作りたいが、 その余裕がない。	表土少なく減取。 9年たって戻った。 (8俵→6俵に)	耕作必要 しかしお家負担多くて (見通しか立たない)	現状維持	借金	奨励金 (転作の場合)	農協組勤 自動引落し	高い	米半供でも高 い、	どちらも同じ やむなし。
③	当初必要と思ったが、負担金で頭が痛い。	用排水はとても良くなつた。	あまり変わらない	なし	現状維持 (当初は娘嫁が、後継者の予定だが、見通しないので自衛隊に助務)	わからぬ	農産物収入 (米できれば 妥当)	転作されれば ? (当初そう思 った)	農業型 道當型 (早くねつた方 が良い)	?	やむなし	
④	当初機械の効率化、作業の能率化のため必要と 思つた。	用排水の完備により、転耕作できるようになった。	反吸は下がった (8俵→7~7.5俵)	浅耕集必要だが、金がない。 手をつけられない。	現状維持	転作奨励金	農産物収入 農協組勤 自動引落し	高い	半供	似たようなもの	やむなし	
⑤	積極的に推進した。 これがなかったら大変。 だが、負担金で問題はある。	メリットは大きい (事業がなかつたら転作 もできなかった)	増取は料らないが、 節減された。	時々必要だが、農業不振 のため問題あろう。	現状維持 (自分の代で終り)	借金	農産物収入 農協組勤 自動引落し	なんともいえ ない?	わからない、 (利息は支払 うべきではない)	?	妥当	

参考